お知らせ

申請等に個人番号(マイナンバー)が必要となります。

●平成28年1月より社会保障と税番号制度の対象手続きに申請者(世帯主)や子どもの個人番号(マイナンバー)と 免許証等の確認書類が、また、代理人が申請する際には、あわせて代理人であることの確認書類等が必要となります。提示の必要な確認書類等は裏面をご覧ください。



確認書類等

A 提出者*の身元確認

(※実際に申請書を提出される方)

人 提出者の氏名が記載されている以下の書類 (ア〜ケのいずれか1点、またはサ〜ツのうち2点)

- ●1点で確認できるもの
 - ア 個人番号カード
 - イ 運転免許証
 - ウ 身体障害者手帳
 - 工 療育手帳
 - オ 精神障害者保健福祉手帳 (写真付きのもの)
 - カ 旅券(パスポート)
 - キ 運転経歴証明書
 - ク 在留カード
 - ケ 特別永住者証明書

- ●2点で確認できるもの
 - サ 国民保険、健康保険等医療保険の 被保険者証
 - シ 介護保険の被保険者証
 - ス年金手帳
 - セ 年金証書
 - ソ 恩給の証書
 - タ 児童扶養手当証書
 - チ特別児童扶養手当証書
 - ツ 児童発達支援受給者証



B 申請者(世帯主)と児童のマイナンバー確認

〈申請者(世帯主)・児童それぞれについて下のいずれか1点〉

- ① 個人番号カードまたはその写し
- ② 通知カードまたはその写し
- ③ 個人番号が記載された住民票またはその写し
- ④ 住民票記載事項証明書またはその写し



提出者が申請者(世帯主)本人ではない場合、 下記のものを確認させていただきます。

C 代理権の確認

<世帯主の方以外が申請する場合、下の1、2のいずれか1点>

- 1. <u>申請者(世帯主)本人の氏名が記載されている</u>上記ア〜ツの1点(写し可)または
- 2. 委任状
- ◎郵送の場合は、上記 A および B の書類の写しを提出してください。 (紛失事故防止のため、簡易書留でのご提出をお願いします)